

## 2004年の主な法律改正・施行

制度調査部  
中田 綾

## 【要約】

2004年に改正・施行された法律をまとめた。

2004年10月1日から、非公開会社は定款変更により株券不発行制度を採用することができるようになった。

また、2004年証券法改正法により2004年12月1日から銀行による証券仲介業が解禁となっている。

## 1. 2004年に行われた主な法律改正・施行の一覧

4月1日	(1) 「改正証券取引法」施行
6月9日	(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」公布(一部施行)
	(3) 「証券取引法等の一部を改正する法律」公布(一部施行)
	(4) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」公布
8月18日	(5) 「金融機能強化のための特別措置に関する法律」施行
12月10日	(6) 「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」公布
12月30日	(7) 「信託業法」施行
	(8) 「金融機関等による顧客等の本人確認法等に関する法律の一部を改正する法律」 施行

(注1) 2004年(平成16年)内に改正、施行された法律については施行日ベースで記載した。

(注2) 主な国会の会期は次の通りである。

2004年(平成16年)の通常国会

(第159回) 2004年1月19日～2004年6月16日

2004年(平成16年)の臨時国会

(第160回) 2004年7月30日～2004年8月6日

(第161回) 2004年10月12日～2004年12月3日

## 2 . 法改正の概要

### ( 1 ) 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行

2003年5月23日に成立、5月30日に公布された。改正法の主要部分が、2004年4月1日から施行されている。

同法は、証券会社等の主要株主規制、証券仲介業（証券代理店）、内外証券取引所によるクロスメンバーシップ・遠隔地会員、証券取引所持株会社、ラップ口座の規制緩和などが主な内容である。

証券会社関係	主要株主規制	証券会社の主要株主に届出義務 主要株主が一定の不適合要件に該当する場合は、内閣総理大臣は必要な措置を命じることができる
	証券仲介業	証券会社等の委託を受けて、有価証券売買の媒介等を行う証券仲介業（証券代理店）を解禁。ただし、銀行等を除く。 証券仲介業者は登録制 証券仲介業者が証券仲介業について顧客に損害を与えた場合は、原則として、委託元の証券会社等（所属証券会社等）が賠償責任を負う
証券取引所関係	主要株主規制	株式会社形態の証券取引所（株式会社証券取引所）の議決権の50%（従来は5%）超の取得は、原則として不可（証券取引所持株会社等を除く） 株式会社証券取引所の議決権5%超保有者に届出義務 株式会社証券取引所の主要株主は原則認可制 主要株主が法令違反等を行った場合、内閣総理大臣は認可取消などの措置を命じることができる
	証券取引所持株会社	株式会社証券取引所を傘下に有する持株会社（証券取引所持株会社）を解禁 証券取引所持株会社は認可制 証券取引所持株会社の議決権の50%超の取得は、原則として不可（証券業協会等を除く） 証券取引所持株会社の議決権5%超保有者に届出義務 証券取引所持株会社の主要株主は原則認可制 主要株主が法令違反等を行った場合、内閣総理大臣は認可取消などの措置を命じることができる
	クロスメンバーシップと遠隔地会員	外国証券取引所による国内への端末設置を解禁（認可制） 国内に支店を有さない外国証券業者にも、内閣総理大臣の許可などを条件に、国内証券取引所の取引参加資格を認める
投資投信関係	主要株主規制	投信会社・投資顧問の主要株主に届出義務を課す 主要株主が一定の不適合要件に該当する場合は、内閣総理大臣は必要な措置を命じることができる
	ラップ口座の規制緩和	証券会社が、投資顧問業法上の投資一任業務を行う場合、自己売買記録の開示義務を内閣総理大臣の承認を条件に免除される

「証取法の改正」に関するレポートとして以下のものがある

- ・横山 淳 『証取法 2003年5月改正』（2003年6月2日）
- ・横山 淳 『証券仲介業（証券代理店）』（2003年6月12日）
- ・横山 淳 『証券会社の主要株主規制』（2003年7月2日）
- ・横山 淳 『ラップ口座の規制緩和』（2003年7月22日）

## ( 2 ) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」公布（一部施行）

2004年6月2日に成立、同月9日に公布された。公布日から5年以内の政令で定める日に施行されるが、商法に関連する部分については2004年10月1日から施行されている。

同法は、株券のペーパーレス化を実現する「株券不発行制度」を導入する法律である。主な内容は以下の通り。

	上場・公開会社	非公開会社
株主の権利	振替口座の残高で確定する	株主名簿の名義書換が必要
株式の譲渡	振替口座間の振替により行う	当事者の合意。第三者に対抗するためには、株主名簿の名義書換が必要
株主名簿の名義書換	原則として、配当等の基準日に振替期間から総株主通知が行われ、その通知に基づき書き換えられる	原則として、名義人と譲受人とが共同で申請する
少数株主権の行使	振替期間に発効会社への口座残高情報の通知を請求	株主名簿の名義書換が必要
質権の設定（登録質）	口座の質権欄に記載。質権者情報の発行会社への通知を求める	株主名簿の記載
質権の設定（略式質）	口座の質権欄に記録。質権者の発行会社への通知を求めない	不可
対象会社	移行期間日に全ての上場・公開会社の株券が不発行となる	株券不発行の定款変更を行った会社のみ
移行時期	公布後、5年以内の政令で定める日に、一斉に株券不発行制度に移行	2004年10月1日から適用可能

「株券ペーパーレス化」に関するレポートとして以下のものがある

- ・横山 淳『株券ペーパーレス化法成立』（2004年6月3日）
- ・横山 淳『株券不発行制度の商法施行規則改正案』（2004年6月23日）
- ・横山 淳『株券廃止会社（未公開）の名義買換の論点』（2004年7月30日）
- ・横山 淳『株券不発行と略式質権者』（2004年8月17日）
- ・横山 淳『株券不発行と保護預かり』（2004年8月18日）
- ・横山 淳『新株予約権等の不発行』（2004年8月30日）
- ・横山 淳『未公開会社の株券不発行10月1日スタート』（2004年9月10日）
- ・横山 淳『株券不発行制度の政省令（未公開会社）』（2004年9月17日）
- ・横山 淳『株券不発行と端株・単元未満株』（2004年11月18日）

**(3)「証券取引法等の一部を改正する法律」公布(一部施行)**

2004年6月2日に成立、同月9日に公布された。2005年4月1日から施行される。ただし、銀行等による証券仲介業の解禁などは、2004年12月1日から施行されている。

主要な項目は次の通り。

**有価証券報告書等の虚偽記載などに対する民事責任強化**

<p>有価証券報告書などに虚偽記載が行われた場合、投資者が発行会社に対して損害賠償を請求することができる</p> <p>一定の条件を充たせば、虚偽記載と損害額との因果関係の立証なく、一定の算式に基づいた金額を損害額として発行会社に請求することができる</p> <p>虚偽記載等の事実の公表日前1年以内を取得、継続して所有している場合は、次の金額を損害額として損害賠償請求することができる</p> <p>公表日前1ヶ月間の平均市場価額 - 公表日後1ヶ月間の平均市場価額</p>	(施行日) 2004.12.1
--	--------------------

**課徴金制度の創設**

<p>施行日以後に行われる次の行為が課徴金の対象となる</p> <p>(1)インサイダー取引 (2)相場操縦 (3)風説の流布 (4)虚偽記載</p>	2005.4.1
---	----------

**最良執行義務の導入**

<p>証券会社は、最良執行方針等の策定、最良執行方針等の公表・実施、最良執行方針等の書面公布、執行の確認、を行わなければならない</p> <p>最良執行義務に関する規定が整備されたことに伴い、証券取引法の、取引所取引規則、向い呑みの禁止、呑行為の禁止に関する規定が廃止</p>	2005.4.1
--	----------

**TOB制度の見直し**

<p>【TOB規制の対象の見直し】</p> <p>TOBの規制対象を「有価証券報告書を提出しなければならない会社」から「その株券等について有価証券報告書を提出しなければならない会社」に変更。例えば、社債の公募を行い有価証券報告書を提出している会社であっても、株式の公募・上場を行っていない場合は、株式を買付ける場合、TOB規制はかからない。</p>	2004.12.1
<p>【TOB開始公告の柔軟化】</p> <p>TOBの開始公告を「時事に関する日刊新聞紙に掲載」という制限をなくす</p>	2005.4.1

**目論見書制度の見直し**

<p>目論見書を必ず交付しなければならないものと、請求があった場合に直ちに交付するものとに区分する</p> <p>既に同一銘柄を所有している者などで、目論見書の交付を不要との同意がある場合は、目論見書の交付は不要とする</p>	2004.12.1
---	-----------

**「有価証券」の定義**

<p>次のものをあたりに「みなし有価証券」とし、証券法の適用対象とする</p> <p>(1)投資事業有限責任組合契約に基づく権利</p> <p>(2)組合契約であって に類するものとして政令で定めるものに基づく権利</p> <p>(3)外国法令に基づく権利で に類するものに基づく権利</p>	2004.12.1
--	-----------

**銀行等による証券仲介業の解禁**

<p>銀行等に証券仲介業を解禁する</p> <p>銀行が証券仲介業を営む場合は、原則として、内閣総理大臣への登録を行い、登録金融機関となる必要がある。すでに登録金融機関となっている場合は、業務方法書の変更の届出を行う</p>	2004.12.1
--	-----------

「改正証券取引法」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・横山 淳 『2004年証取法改正法案（概要編）』（2004年3月31日）
- ・横山 淳 『有価証券報告書等の記載事項への民事責任強化』（2004年5月28日）
- ・横山 淳 『2004年証取法改正法成立』（2004年6月3日）
- ・横山 淳 『課徴金制度の創設』（2004年6月15日）
- ・横山 淳 『最長執行義務の導入』（2004年7月12日）
- ・横山 淳 『TOB制度の見直し』（2004年7月21日）
- ・横山 淳 『組合型ファンドも有価証券規制の対象に』（2004年7月30日）
- ・横山 淳 『銀行による証券仲介業解禁と政省令案の公表』（2004年10月19日）

#### （４）「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」公布

2004年6月3日に成立し、同月9日に公布された。2005年2月1日から施行される。

電子公告制度とは、調査機関によるチェックなどを条件に、公告をインターネットの自社ホームページで行うことを認める制度である。同法の主な内容は次の通り。

<b>電子公告の方法</b>	法務省令の定めるところにより、不特定多数のものが情報の提供を受けることができる状態におく 一定期間継続して情報を掲載する 調査機関によるチェックを受ける
<b>電子公告の導入手続</b>	電子公告を公告方法とする旨の定款変更 必要事項の登記
<b>電子公告の中断</b>	電子公告の中断があっても、次の条件を充たせば、公告は有効。 ・会社が善意・無重過失（又は正当な理由がある） ・中断時間の合計が公告すべき期間の1/10以下 ・所要事項をその公告に付して公告
<b>施行日</b>	2005年2月1日

また、合併、会社分割、資本減少、法定準備金減少における債権者保護手続の個別催告を省略するための手続も整備されている。

「電子公告」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・横山 淳 『電子公告の商法改正法案』（2004年3月9日）
- ・横山 淳 『電子公告の調査機関』（2004年3月16日）
- ・横山 淳 『債権者保護手続き簡素化の商法改正法案』（2004年9月20日）
- ・横山 淳 『電子公告の省令案』（2004年9月27日）
- ・横山 淳 『電子公告は来年2月施行』（2004年12月3日）

#### （５）「金融機能強化のための特別措置に関する法律」の施行

2004年6月14日に成立、6月18日に公布された。2004年8月18日に施行されている。

金融機関等が、平成20年（2008年）3月31日までに、預金保険機構に対し、株式等の引受け等に係る申込みを行うことができるとしている。つまり、平成20年（2008年）3月31日までなら、要件を充たせば、公的資金の注入を受けられるようにしている。

公的資金の注入を受けるに当たって、金融機関は、実施期間を3年以内とする経営強化計画を作成して提出しなければならない。その際合併等の抜本的な組織再編成を行う場合以外は、経営強化計画の終期に、その計画中に示した数値目標がされない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載しなければならない。

「金融機能強化法」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・堀内勇世『新公的資金の注入制度に関する金融審報告書』（2003年8月18日）
- ・吉川 満、中田 綾『金融機能強化法成立！』（2004年6月16日）
- ・堀内勇世『金融機能強化法（公的資金新法）』（2004年11月26日）

## ( 6 ) 「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」の公布

2004年12月3日に成立、12月10日に公布された。

郵便局での投資信託の購入が可能となる。主な内容は次の通り。

<b>業 務</b>	日本郵政公社法に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うこと (イ)証券投資信託の受益証券の募集の取扱い (ロ)証券投資信託の受益証券の保護預かり (ハ)口座管理機関として行う振替業 (ニ)証券投資信託の受益証券の収益金、償還金または解約金の支払いに係る業務の代理 (ホ)証券投資信託の受益証券の買取り に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
<b>投資信託の選定</b>	証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならない。政省令に従い、公募による選定手続きを定め、公表しなければならない選定した証券投資信託について、証券投資信託の募集の取扱いを行うに当たり、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない
<b>施行日</b>	公布日（2004年12月10日）より6ヶ月以内

## ( 7 ) 「信託業法」の施行

2004年11月26日、12月3日に公布された。2004年12月30日から施行されている。

旧信託業法が大正11年に制定されて以来80年ぶりの全面改正である。主な内容は次の通り。

<b>受託可能財産の 範囲の拡大</b>	現行信託業法で規定する受託可能財産の制限を廃止し、信託法1条で規定する財産権であれば、すべて信託業法上受託可能とする
<b>の担 拡い 大 手</b>	運用型信託会社 受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり、運用や処分を行う 内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ営むことができない 最低資本金は1億円

	管理型信託会社	<p>受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分をしたりせず、その財産の通常の用法に従って保存・維持・利用を行ったり、委託者などの指図に従ってのみ処分を行う</p> <p>内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ営むことができない（3年ごとの更新制度）</p> <p>最低資本金は5,000万円</p>
	共通事項	<p>主要株主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託会社の主要株主となった者は、議決権保有割合、保有の目的等を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</li> <li>信託会社の主要株主が不適格事由に該当する場合は、内閣総理大臣は、主要株主に対して主要株主でなくなるための措置等を命じることができる。</li> </ul> <p>信託業務の委任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託業務の一部を第三者に行わせることができる。</li> <li>信託会社は、信託業務の委託会社が委託を受けて行う業務について顧客に損害を与えた場合は、原則として賠償責任を負う</li> </ul>
窓口拡大	信託契約代理店	<p>金融機関に顧客を取次ぐなど、信託事務の一部の信託の取次ぎ。</p> <p>信託会社または外国信託会社から委託を受け、内閣総理大臣の登録を受けた法人または個人でなければ営むことができない</p> <p>信託契約代理店の所属信託会社は、信託代理店が信託契約の締結の代理・媒介について顧客に損害を与えた場合は、原則として賠償責任を負う</p>
	信託受益権販売業者	<p>信託の受益権の販売またはその代理もしくは媒介を行う。</p> <p>内閣総理大臣の登録を受けた法人または個人（3年ごとの更新制度）でなければ営むことができない</p>
施行日		2004年12月30日

「信託業法」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・中田 綾 『信託会社と管理型信託会社設立手続きのQ & A』（2004年10月14日）
- ・中田 綾 『信託会社等の説明義務と行為規則とは？』（2004年10月27日）
- ・中田 綾 『信託契約代理店制度の導入』（2004年11月24日）
- ・中田 綾 『信託業法案と個人情報保護法』（2004年11月29日）

## （8）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律」の施行

2004年12月3日に成立、12月10日に公布された。2004年12月30日から施行されている。

インターネット等を通じて売買された他人名義の口座等を不正に利用した詐欺などの犯罪が多発していることから、預貯金通帳などを譲り受ける行為について処罰規定を設ける必要があることから、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律」案が提出された。

名称が「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」から「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」と変更された。

他人になりすまし、金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること、またはこれを第三者にさせることを目的として、預貯金通帳、キャッシュカード等を譲り受けた者は、50万円以下の罰金に処せられる。